

妊娠～職場復帰後において法律で定められている 両立支援のための措置・制度の一覧

妊娠～産前・産後休業期間

- 制度対象者の希望の有無に関わらず必ず実施しなくてはならない措置・制度
 - ・妊産婦の危険有害業務の就業制限
 - ・産後休業(産後8週間)
- 制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度
 - ・保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
 - ・(医師等からの)指導事項を守ることができるようにするための措置
 - ・妊婦の軽易業務転換
 - ・妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限
 - ・妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限(1日8時間、1週間40時間まで)
 - ・産前休業(産前6週間、多胎妊娠の場合は14週間)

育児休業期間

- 制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度
 - ・育休(子が1歳に達するまで)
 - ・パパ・ママ育休プラス(子が1歳2か月に達するまで)

育児休業(育休)中は経済的支援が受けられます

■育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%(6か月経過後は50%)※の給付を受けることができます

※平成27年10月現在支給割合。支給額に上限があります。詳細はハローワークへ

■育児休業期間中の社会保険料の免除

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出することにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます

職場復帰後

- 制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度
 - ・育児時間(子が生後1年未満、1日2回30分以上)
 - ・育児短時間勤務制度(子が3歳未満の間)
 - ・所定外労働の制限(子が3歳未満の間)
 - ・時間外労働の制限(子が小学校就学未満の間、1か月24時間、1年150時間まで)
 - ・深夜業の制限(子が小学校就学未満の間、深夜(午後10時から午前5時まで))
 - ・子の看護休暇制度(小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、1日又は半日単位)